

基本的な考え

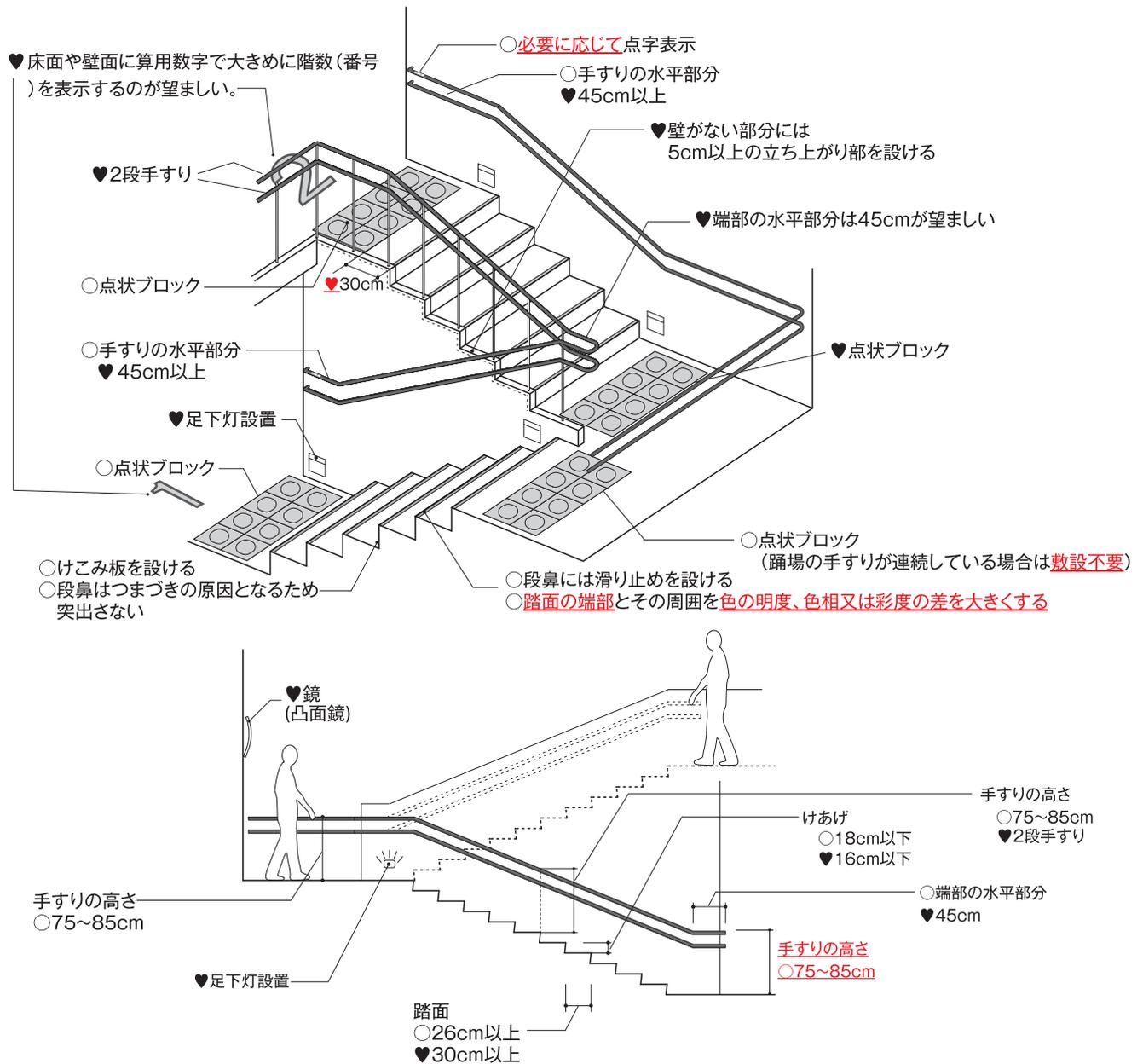
階段は、杖使用者、視覚障害者、高齢者等にとって、転落や転倒事故の危険性が高い場所であることから、適切なけあげと踏面、幅員を確保し、滑り止めや手すりを設置し、安全対策に留意します。



指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。		同左	
ア	両側に、2の項(1)ウ(ア)に定める構造の手すりを設けること。	同左	6-1 6-5 6-6
<u>2の項(1)ウ(ア)再掲</u>			
(ア)	両側に、次に掲げる手すりを設けること。	同左	
a	踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。 <u>力</u> 得ず手すりがなく。		6-1
b	握りやすい形状とすること。	同左	6-5
c	手すりの端部には、 <u>傾斜部分から滑らかに延長した</u> 水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	同左	6-6
d	<u>段がある部分の手すりは直線の形状のものとする</u> こと。ただし、建築物の構造上その他やむを得ない場合を除く。	同左	6-6
e	手すりの <u>傾斜部分</u> の高さは、踏面の先端から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。	同左	6-1 6-6
f	<u>手すりの水平部分の高さは、路面から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。</u>	—	6-1 6-6
イ	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	同左	6-1
ウ	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。	同左	6-1 6-4

参考 (意見公募対象外)

図6-1 階段の構造



手すりの高さ

整備基準 6-(1)-ア、2-(1)-ウ(ア)、2-(1)-エ(ア)
7-(1)-ア、7-(2)-エ

- 手すりの高さの測り方は、階段の踏面の先端(段鼻)から、垂直に手すりの上端までの高さを計測する。
- 手すり **傾斜部分・端部の水平部分**の高さは、75cm~85cmとする。
- ♥ 高齢者や子供に配慮し、2段手すり(上段80~85cm下段65cm)を設けることが望ましい。

立ち上がり部

- ♥ 階段側面は両面とも壁であることが望ましい。壁がない場合には杖の先が落ち込まないように5cm以上の立ち上がり部を設けることが望ましい。

階数の表示

- ♥ 床面や壁面に算用数字で大きめに階数(番号)を表示するのが望ましい。

滑りにくい仕上げの構造

整備基準 6-(1)-イ

- 特に杖使用者の安全を考慮して、踏面の仕上げは滑りにくいものとする。

点状ブロック等の敷設位置

整備基準 5-(1)-イ

- 廊下に接続する踊場には、階段の上下端に点状ブロックの敷設が必要となる。

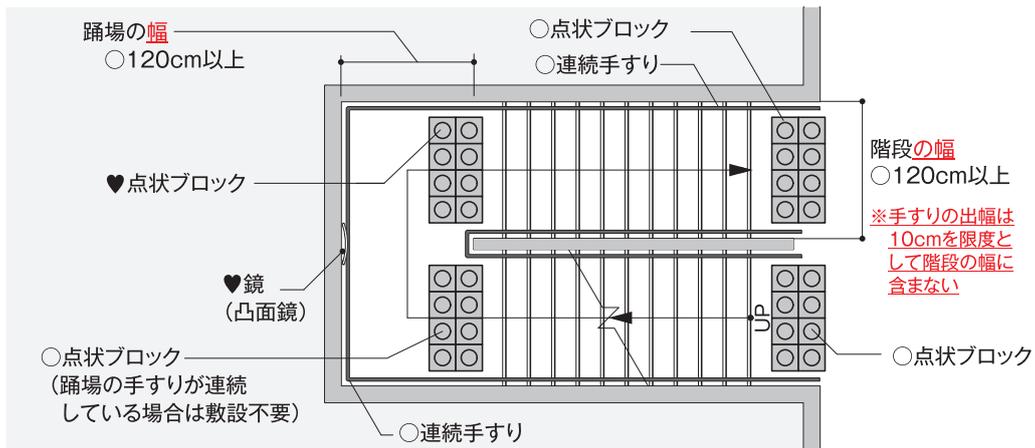
⇒「21 視覚障害者誘導用ブロック」を参照

	指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
	エ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	同左	6-1 6-4
	オ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、 <u>16の項に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。</u> ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く。	<u>段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</u> ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。	6-1 6-2
	カ 回り階段でないこと。	同左	6-3
	キ けあげの寸法は、18センチメートル以下とすること。	同左	6-1 6-4
	ク 踏面の寸法は、20センチメートル以上とする。		6-1 6-4
	ケ 幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。	同左	6-2
	コ けこみ板を設けること。	同左	6-1 6-4
	サ 段鼻には滑り止めを設けること。	—	6-1 6-4
(2)	<u>階段の上下移動に係る経路を、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーの設置により確保する場合、当該階段にあつては、(1)カの規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する主たる階段が適合すれば足りることとする。</u>	<u>(1)カの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている建築物の場合にあつては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する主たる階段が適合すれば足りることとする。</u>	
(3)	(2)の規定にかかわらず、 <u>階段の上下移動に係る経路を、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーの設置により確保する場合であつて、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、当該階段にあつては、(1)カの規定は適用しない。</u>	<u>(2)の規定にかかわらず(1)カの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている建築物の場合であつて、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、適用しない。</u>	
(4)	<u>階段の上下移動に係る経路を、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーの設置により確保する場合、当該階段にあつては、(1)キからサまでの規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する主たる階段のうち1以上が適合すれば足りることとする。</u>	(1)キからコまでの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている建築物の場合は、適用しない。	6-7

参考 (意見公募対象外)

(参考：関連条文) 政令第12条、平成18年告示第1497号第2、規則別表第1の2 (6の項)、規則別表第5 (6の項)

図6-2 踊場の構造



階段の幅

整備基準 6-(1)-ケ

- 杖使用者や介助者等と一緒に利用可能な空間を確保するため、幅120cm以上確保する。
- 階段の幅の算定にあたっては、建築基準法と同様に手すりの出幅は、それぞれ10cmを限度として、ないものとみなす。
- ♥ 階段の幅は、130cm以上であることが望ましい。

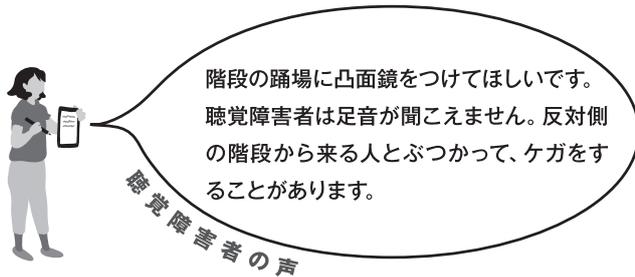
手すりの連続性

整備基準 6-(1)-ア、2-(1)-ウ-(7)-a

- 手すりは、階段の両側に設ける必要がある。
- 階段の構造を把握できるため、踊場にも連続して手すりを設置する必要がある。

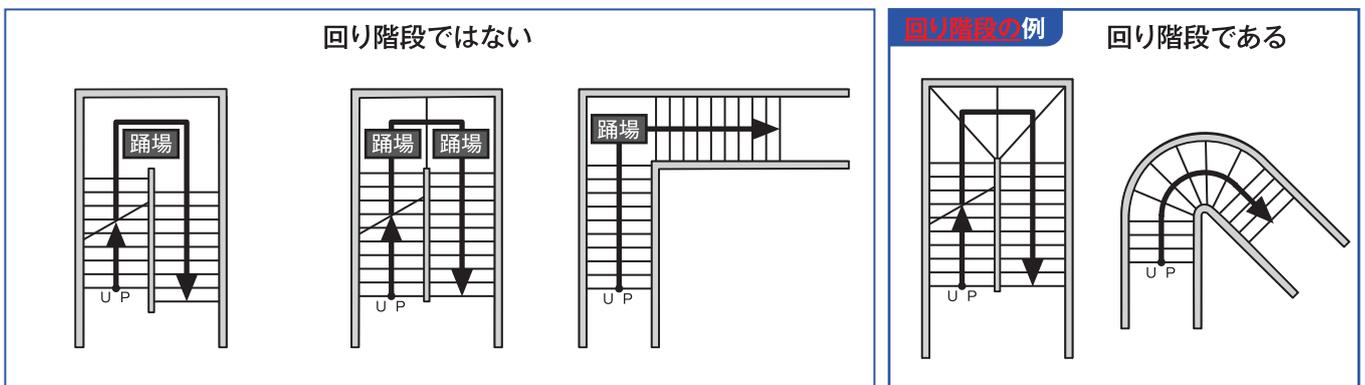
踊場への配慮(鏡の設置)

- ♥ 踊場の壁面には、鏡を設けること等により、衝突防止の配慮をすることが望ましい。



聴覚障害者の声

図6-3 回り階段について

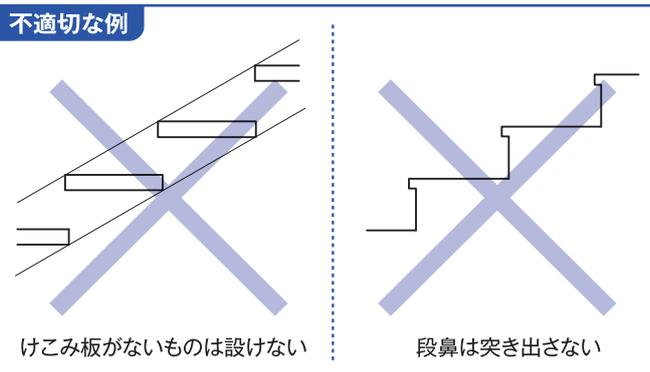
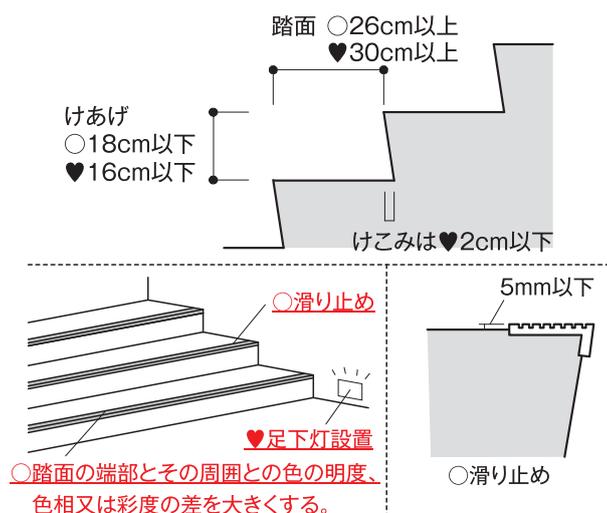


回り階段

整備基準 6-(1)-カ

- 「回り階段」とは、「らせん状の階段」や「踊場部分に段を設けた階段(回り段)」等、外側と内側での踏面の寸法が異なる階段のことである。
- ♥ 回り階段は、段を踏はずしてしまう危険があり、視覚障害者も方向感覚を失いやすいため、好ましくない。

図6-4 段の構造



踏面の構造

整備基準 6-(1)-ク

- ・ 転落、転倒等の事故が多い場所であることを留意し、段を踏みはずしにくく、利用しやすい踏面の寸法を 26cm 以上とすること。
- ♥ 踏面は 30cm 以上が望ましい。

けあげの構造

整備基準 6-(1)-キ

- ・ 高齢者、障害者等の利用に配慮し、登りやすい緩勾配を確保するため、けあげの寸法を 18cm 以下とすること。
- ♥ けあげは、16cm 以下が望ましい。

滑り止め

整備基準 6-(1)-サ

- ♥ 金属製のすべり止めは杖が滑るので避けることが望ましい。

段を容易に識別できること

整備基準 6-(1)-ウ

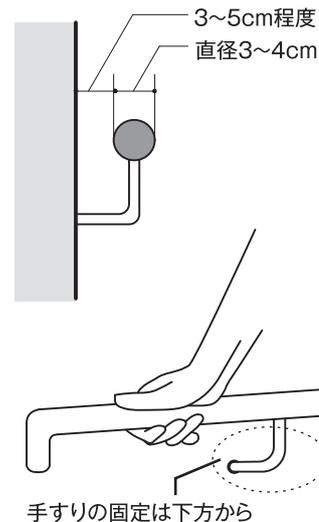
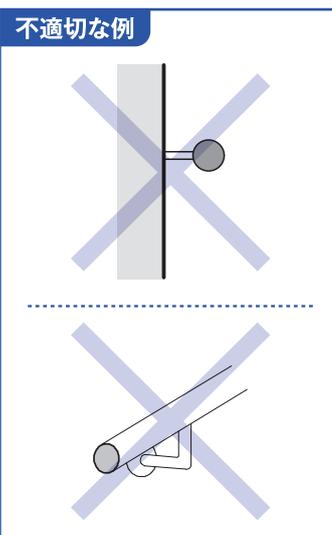
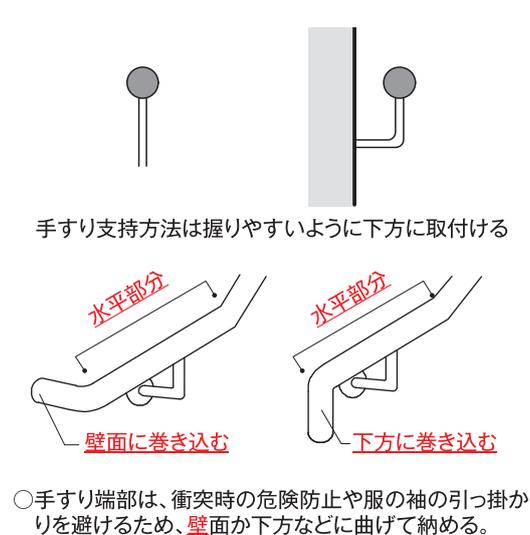
- ・ 段を容易に識別できるものとして、踏面の端部とその周囲との色の明度、色相又は彩度の差を大きくすること。
- ♥ 段を識別しやすいよう十分な照明に配慮し、必要に応じ、足元灯等を設置するのが望ましい。

けこみ板の構造

整備基準 6-(1)-コ

- ・ けこみ板を設けるとは、階段のけあげ部分を板等でふさぐことで、足や杖がひっかかるのを防止するための規定である。
- ♥ けこみは、2cm 以下が望ましい。

図6-5 手すりの形状、固定方法、端部納まり



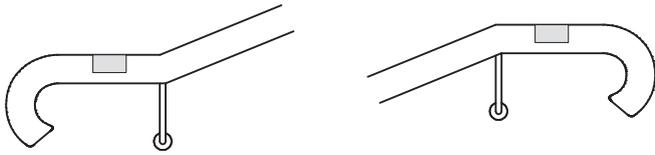
手すりの構造

整備基準 2-(1)-ウ-(7)、2-(1)-エ-(7)

- ・ 手すりは、平たんな部分にあつては安全に身体を支え、休むことができる構造とする。
- ♥ 手すりの形状は、安全に身体を支えるために握る動作がしっかりとできる円形が望ましい。
- ♥ 円形の場合は、原則として、断面の直径を3~4cm程度とし、壁面と手すりのあきは3~5cm程度とすることが望ましい。

図6-6 手すりの構造（始末端部の構造など）

階段手すりに設けられた点字表示



点字プレート（上から見た図）

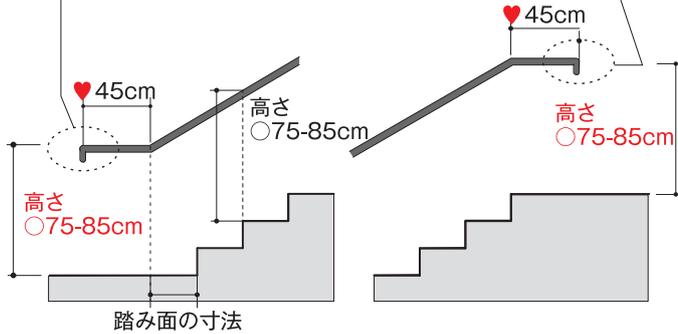


（手前側）

手すり始末端部の水平部

先端は壁面又は下方に巻き込む

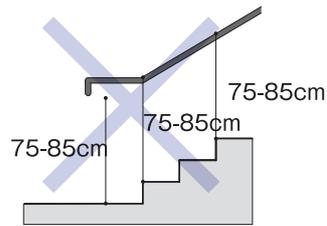
先端は壁面又は下方に巻き込む



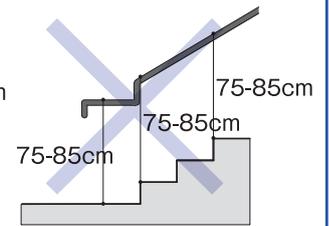
踏み面の寸法

不適切な例

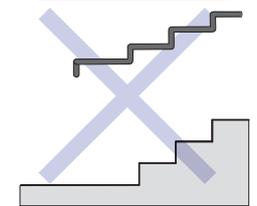
水平部分の高さが高い



傾斜部分からなだらかに延長していない水平部分



手すりが直線でない

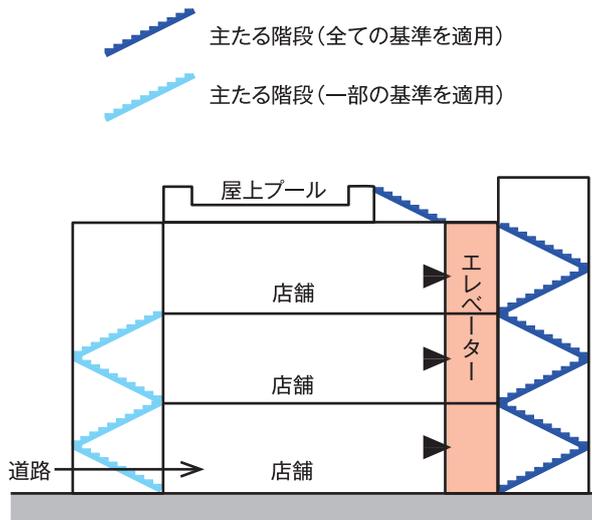


手すりの始末端部の構造

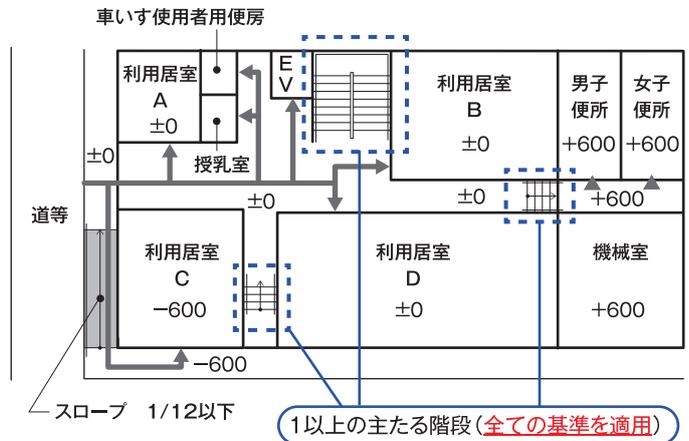
整備基準 **2-(1)-ウ-(7)**、**2-(1)-エ-(7)**、**6-(1)-ア**
7-(1)-ア、**7-(2)-エ**

- 手すりの始末端部は、次の動作への移行をスムーズに行えるよう水平部分を設け、端部は壁面又は下方に巻き込む必要がある。

図 6-7 エレベーター等を設置した場合の整備基準の適用範囲



スキップフロアの例(平面図)



適用基準一覧表(指定施設整備基準)

不特定かつ多数のものが利用し、 又は主として高齢者、障害者等が利用する施設		8の基準のEV等が 設けられている場合	
		1以上の 主たる階段	左記以外の 主たる階段
ア 両側に定める構造の手すり	○	○	○
イ 表面は滑りにくい仕上げ	○	○	○
ウ 踏面の端部は周囲と色識別	○	○	○
エ 段鼻の突き出しを設けない	○	○	○
オ 踊場の上端に点状ブロック	○	○	○
カ 回り階段でない	○	○※1	○※1
キ けあげ18cm以下	○	○	○
ク 踏面26cm以上	○	○	○
ケ 幅120cm以上	○	○	○
コ けこみ板を設ける	○	○	○
サ 段鼻に滑り止め	○	○	○

※1. 回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、適用しない。

主たる階段に関する基準

整備基準 6-(4)

- 8の項に規定する基準を満たすエレベーターと乗降ロビーを利用して上下移動ができる場合、6(1)キからサの規定は、主たる階段のうち1以上が適合すれば足りることとする。
- 主たる階段とは、施設利用者が施設内の居室間や便所等への移動において、利用する階段をいう。

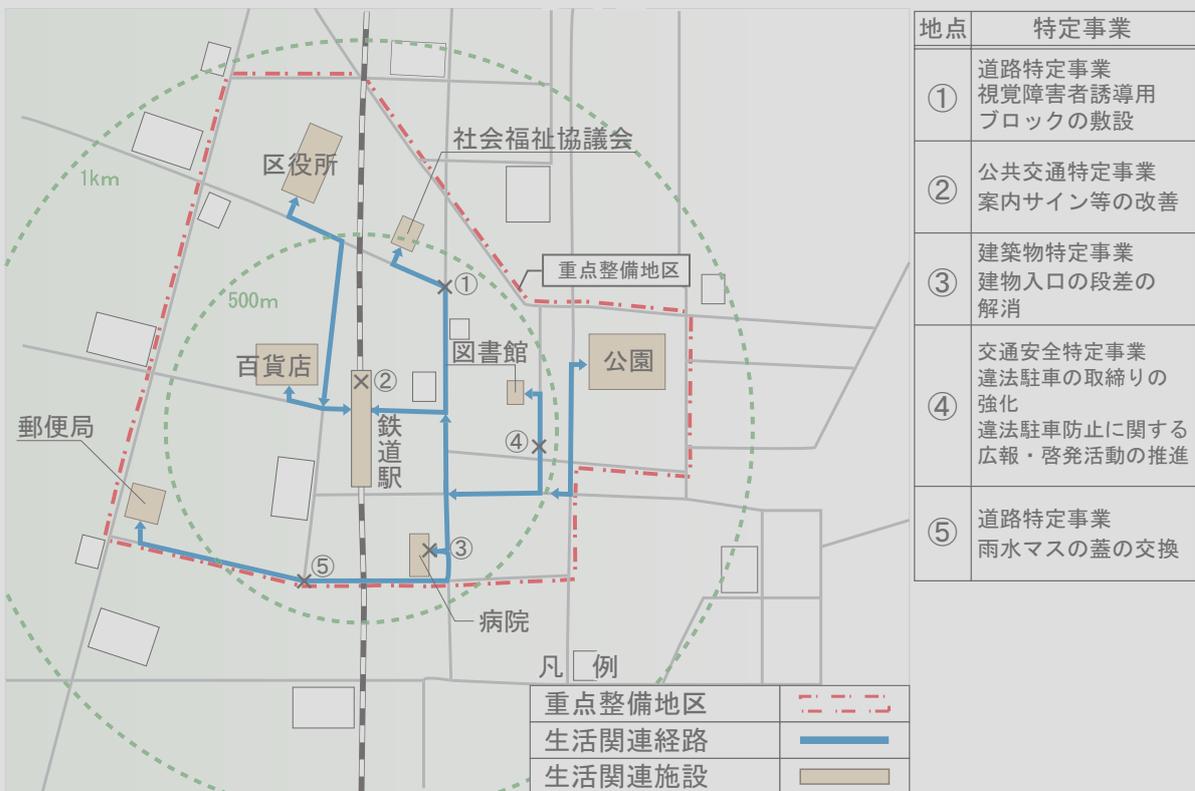
面的整備 (バリアフリー基本構想)

条例の理念が示すように、すべての人が安心して自由に行動できるようにするためには、個々の建物や特定の道路だけでなく、行動範囲全体が面的に整備され、バリアフリーになることが必要です。またハードな空間整備だけでは不十分な場合も多いため、人々が理解し支え合うソフトな仕組みづくりも重要です。

このため、横浜市では条例に基づき、モデル的に福祉のまちづくりを進める重点推進地区事業を、関内駅周辺地区、磯子駅周辺地区、鶴見区寺尾地区等6つの地区でハード・ソフト両面から実施するとともに、「高齢者、障害者移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)に基づき、市民の皆さまがよく利用する施設が集積した地区を対象に、公共施設、交通機関、建築物、道路などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する「バリアフリー基本構想」の策定を進めています。

また、バリアフリー法では基本構想の提案制度が定められています。提案制度とは、市民の皆さまがバリアフリー基本構想の素案を作成して、横浜市に対して提出することで、基本構想の新規作成や既存の基本構想の変更を提案することができる制度です。

横浜市では、提案制度を活用していただくための手引きとして「横浜市バリアフリー基本構想作成等の提案の手引き」を作成しています。



- 重点整備地区：生活関連施設や生活関連経路についてバリアフリー化が特に必要な地区
- 生活関連施設：高齢者・障害者などがよく利用する施設
- 生活関連経路：生活関連施設間を結ぶ主要な経路
- 特定事業：バリアフリー化のために実施する事業